

岐阜県主要農作物種子生産対策実施要綱

制定 平成 30 年 4 月 1 日付け農園第 1574 号農政部長通知
一部改正 平成 31 年 4 月 1 日付け農園第 1633 号農政部長通知
一部改正 令和 2 年 4 月 1 日付け農園第 1435 号農政部長通知

第 1 目的

この要綱は、主要農作物の優良種子の生産及び普及を促進し、主要農作物の生産性の向上及び品質の改善を図ることを目的とし、その実施にあたっては種苗法（平成 10 年法律第 83 号）並びに岐阜県主要農作物種子条例（平成 31 年第 27 号）（以下「条例」という。）に定めることのほか、この要綱の定めるところによる。

第 2 奨励品種の決定（条例第 4 条関係）

- 1 県は、地域における気象、土壌条件、水利条件、農業者の経営内容及び技術水準、主要農作物の需要動向等を考慮し、条例第 4 条に規定する奨励品種を決定することとし、その決定方法は、岐阜県主要農作物奨励品種決定要領（平成 4 年 1 月 16 日付け農技第 1193 号農政部長通知。以下「決定要領」という。）に定めるものとする。
- 2 奨励品種の決定にあたっては、決定要領第 3 に規定する岐阜県主要農作物奨励品種決定協議会（以下「奨励品種決定協議会」という。）に諮って県が定める。

第 3 対象品種（条例第 5 条関係）

条例第 5 条に規定する対象品種は、県が、一般社団法人岐阜県米麦改良協会（以下「協会」という。）と協議して決定する。

第 4 主要農作物の種子の安定供給を図るための組織

- 1 県は、県における主要農作物種子の安定的な供給に関する事項について、協会と連携するものとする。
- 2 協会は、次の事項について種子生産に係る農業者団体等（以下「関係団体」という。）と協議を行うものとする。
 - (1) 対象品種の種子の需給の見通しに関する事項
 - (2) 対象品種の種子の必要な生産量に関する事項
 - (3) 対象品種の種子の備蓄に関する事項
 - (4) その他対象品種の種子の安定的な供給に関する事項

第 5 生産計画（条例第 5 条関係）に従って作成する採種計画

- 1 条例第 5 条に規定する生産計画は、県が、協会との協議により、対象品種の作付面積及び種子需要量の見通し等を踏まえ、別紙様式第 1 号により策定し、関係団体に公表する。
- 2 協会は、県が策定した生産計画を著しく超えない範囲内において、作物別、品種別の採種計画（以下「採種計画」という。）を作成するものとする。
- 3 協会は、採種計画を作成した後、別紙様式第 2 号により下記の期日までに県へ報告するものとする。
 - (1) 稲、大豆 2 月末日
 - (2) 麦類 9 月末日
- 4 県は、採種計画の報告を受けたときは、速やかに関係団体へ周知する。

第6 原原種の生産（条例第6条関係）

- 1 県は、生産計画の面積を著しく超えない範囲内において、原種の生産を行うために必要な原原種を確保するための生産ほ場（以下「原原種ほ」という。）を設置して、別記「原種等及び一般種子の生産方法」（以下「別記」という。）に留意して自ら生産する。
なお、必要に応じて他の都道府県からの購入などにより確保することができるものとする。
- 2 県は、原原種ほの設置にあたっては、種苗法第6条第1項に規定する指定種苗の生産等に関する基準（平成14年4月16日農林水産省告示933号。以下「生産等基準」という。）を遵守する。
- 3 県は、生産した原原種について、協会と連携して採種計画に基づき、原種生産に必要な量を供する。

第7 原種の生産（条例第6条関係）

- 1 県は、生産計画の面積を著しく超えない範囲内において、一般種子の生産を行うために必要な原種を確保するための生産ほ場（以下「原種ほ」という。）を設置する。
ただし、県は、必要に応じて、県以外の者が経営するほ場において原種が適正かつ確実に生産されると認められる場合には原種ほ場として指定する（以下「指定原種ほ」という。）ことができるものとする。
- 2 県は、上記1のただし書きに基づき県以外の者が経営するほ場を指定したい場合、生産計画（別紙様式第1号）にその旨を明記して、関係団体に周知する。
- 3 協会は、県及び関係団体と連携し、原種を生産しようとする県以外の者（以下「指定原種生産者」という。）を選定するものとする。
- 4 原種生産者は、別紙様式第3号の1により指定原種生産実施計画を県に申請する。この場合、県は、上記1のただし書きに基づき当該原種ほを指定する。
- 5 県は、指定原種ほを設置する場合、指定原種生産者に対して、原種ほの設置及びその生産について、生産等基準を遵守するよう指導するものとする。

第8 一般種子の生産（条例第7条関係）

- 1 県は、協会が関係団体と連携し、採種計画に基づいて必要な一般種子を確保するため一般種子を生産するほ場（以下「一般種子生産ほ場」という。）を設置するよう指導する。
- 2 一般種子を生産する者（以下「一般種子生産者」という。）は、一般種子生産ほ場を設置後、速やかに別紙様式第4号の1により一般種子生産実施計画を県及び協会へ報告する。
- 3 県は、一般種子生産者に対して、一般種子生産ほ場の設置及びその生産において生産等基準を遵守するとともに、別記の2に留意するよう指導するものとする。

第9 審査（条例第8条関係）

- 1 県は、第6、第7及び第8に基づき設置された対象品種の原原種ほ、原種ほ及び一般種子生産ほ場並びにこれらの生産物について、ほ場審査及び生産物審査（以下「審査」という。）により生産等基準の適合状況を確認するものとし、その審査の基準及び方法は岐阜県主要農作物種子審査実施要領（平成30年4月1日付け農園第1576号農政部長通知。以下「審査要領」という。）に定めるものとする。
- 2 審査を行う者は、知事が交付する別紙様式第5号の証票を携帯し、関係者の要求があった場合はこれを提示する。
- 3 審査を行う場合は、審査の立会いや審査対象者との連絡等に関して協会と連携を図るものとする。
- 4 審査が終了したときは、遅滞なく協会を通じて審査対象者へ結果を通知する。

第10 勧告等（条例第9条関係）

県は、優良な種子が生産されるよう対象品種の指定原種生産者、一般種子生産者及び関係団体等に対して、勧告、助言及び指導を行うものとする。

第11 県民への啓発（条例第10条関係）

県は、関係団体等と連携し、広報媒体や消費者との交流等を通じて、県の採種の取組を周知する。

第12 財政措置（条例第11条関係）

県は、岐阜県農業振興事業補助金交付要綱（平成18年3月31日農政第294号農政部長通知）に基づき、協会が行う優良な種子の生産及び安定供給に係る対策に要する経費の一部を補助することができる。

第13 その他

- 1 県は、対象品種について災害等の不作により一般種子をもっては必要量の確保が困難であって、安定的な供給のために必要がある場合には、協会及び種子供給に係る関係者と協議を行ったうえで、食用に向けられる主要農作物を転用し種子として取り扱う等の対策を指導するものとする。
- 2 県は、この実施要綱に定めるもののほか、主要農作物の種子供給に関する実情に応じ必要と認められる事項がある場合は、その都度要領その他必要な規定の整備を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に決定要領に基づき決定した奨励品種（準奨励品種を含む。）は、この要綱の第2により決定された奨励品種とみなす。
- 3 廃止前の主要農作物種子法（昭和27年法律第131号）に基づき指定したほ場及びその生産物については、この要綱を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正前の岐阜県主要農作物種子生産対策実施要綱の規定により平成30年度までに実施した主要農作物の種子生産及びその生産物については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正前の岐阜県主要農作物種子生産対策実施要綱の規定により令和元年度までに実施した主要農作物の種子生産及びその生産物については、なお従前の例によるものとする。

別記

原種等及び一般種子の生産方法

1 原種等の品質確保

原原種及び原種（以下「原種等」という）の生産の方法については、生産等基準の遵守以外に次の事項に留意する。

(1) 原原種

ア 品種の混交を避けるために、異品種からの隔離、周辺への同一品種の配置等適切な管理を行う。

イ 1本植え又は1粒播きを基本とする系統栽培を行う。

ウ ほ場審査及び生産物審査によって明らかとなった品種本来の特性と異なる個体又は種子が混入している系統の全部を除外した上で、翌年の原原種の生産に用いる原原種を系統別に保存するとともに、残余の個体を原種の生産に用いる。

ただし、保存する原原種の系統は、品種の固定度に応じ適切な数を選択する。

エ 原原種生産用の種子は、必要に応じて育種家種子で更新し、品種の特性を保持する。

(2) 原種

ア 品種の混交を避けるために、異品種からの隔離、周辺への同一品種の配置等適切な管理を行う。

イ 異種、異品種等の個体が発見しやすいよう可能な限り疎植又は薄播きとする。

2 種子生産ほ場の条件

(1) 原原種ほ及び原種ほ

原原種等生産ほ場の設置については、生産等基準の遵守以外に次の事項に留意する。

ア 生産しようとする品種の栽培に適した気象、土壌、用水等の自然条件を有する地域内にはほ場があること。

イ 周辺のほ場における植物、混交の可能性のある植物の花粉、病原体又は汚水等から原原種等の生産が重大な支障を受けるおそれのないこと。

ウ 原原種等の生産に従事する者が、原原種等の生産方法に関し必要な知識及び技術を有していること。

エ 原原種等の生産に必要な機械及び施設を利用できる体制を有していること。

オ ほ場が、種子生産を効率的に行い得る適切な面積を有していること。

(2) 一般種子生産ほ場

一般種子生産ほ場の設置については、生産等基準の遵守以外に次の事項に留意する。

ア 生産しようとする品種の栽培に適した気象、土壌、用水等の自然条件を有する地域内にはほ場があること。

イ 周辺のほ場における植物、混交の可能性のある植物の花粉、病原体又は汚水等から一般種子の生産が重大な支障を受けるおそれのないこと。

ウ 必要な知識及び技術を有する者によって、ほ場が経営され、かつ、効率的な生産が適地において可能な限り集中して行われること。

エ 一般種子の生産に必要な機械及び施設を利用できる体制を有していること。

オ ほ場が、種子生産を効率的に行い得る適切な面積を有していること。

別紙様式第1号

主要農作物種子生産計画

1 主要農作物の種類
 稲、麦類、大豆

2 作付面積から見込まれる種子需要の見通し

(単位：ha、kg)

品種名	年度（実績）		年度		年度		年度		年度		年度		年度	
	作付面積	種子 需要量	作付面積	種子 需要量※	作付面積	種子 需要量								

※種子需要量は、作付面積から10a当たり kgでそれぞれ算出する。

3 種子必要量

(単位：a、kg)

品種名	種別	年度（実績）	年度	年度	年度	年度	年度	備考※2
		種子必要量※1	種子必要量※1	種子必要量※1	種子必要量※1	種子必要量※1	種子必要量※1	
	原原種							
	原種							
	一般種子							
	原原種							
	原種							
	一般種子							
	原原種							
	原種							
	一般種子							

※1 県のは場で生産した原原種及び原種については、保有量を記載する。また、種子を購入した場合は購入量を記載する。

※2 原種について、県以外の者が経営するほ場を指定する場合は、備考欄にその旨を記載する。

別紙様式第2号

年 月 日

岐阜県知事 様

一般社団法人岐阜県米麦改良協会長

〇〇年産原種及び一般種子採種計画について

岐阜県主要農作物種子生産対策実施要綱第5の規定により、別紙のとおり作成しましたので、報告します。

年 月 日

岐阜県知事 様

住所

氏名（法人及び生産者団体あつては、その名称及び代表者の氏名） 印

指定原種生産実施計画について(指定申請)

岐阜県主要農作物種子生産対策実施要綱第7の規定により、原種ほを設置したいので、別紙のとおり指定の申請をします。

なお、指定申請にあたり、下記の事項を遵守し、原種生産に携わるもの及びその関係者と連携して、その必要量の確保に努めます。

記

1 指定申請する原種（ 年産）

品種名	指定申請 ほ場面積(a)	生産予定 数量(kg)	原種生産 担当者名

2 遵守する事項

- (1) 岐阜県主要農作物種子条例（平成30年岐阜県条例第26号）の目的を鑑み、原種を安定供給するため、県や一般社団法人岐阜県米麦改良協会、JA全農岐阜県本部等（以下「種子関係機関」という）との協議や連携に協力します。
- (2) 岐阜県主要農作物種子生産対策実施要綱（平成30年4月1日付け農園第1574号農政部長通知）（以下「実施要綱」という）第7の5及び別記に基づき、原種生産に携わる者及びその関係者と連携して、適切な原種ほの設置及び管理を行います。
- (3) 原種生産を行う前に、必要な原原種を、県（農業技術センター又は中山間農業研究所）から、その必要量の配布を受けて、生産します。
- (4) 原種の栽培期間中に、天災その他不可抗力や肥培管理等により減収等の発生が予想され安定供給に支障が生ずる場合等は、速やかに県農林事務所（農業普及課）を窓口として種子関係機関へ情報共有し、指導助言を仰ぎます。
- (5) 原種の生産方法に関し、必要な知識及び技術の習得に努めます。
- (6) 実施要綱第9の1に基づくほ場審査及び生産物審査を、最寄りの県農林事務所（農業普及課）へ要求するとともに、審査実施に協力します。
- (7) 生産した原種の取扱い
 - ア 有償又は無償に問わず、原種として第三者に譲渡しません。
 - イ 生産した原種の生産数量（精選前）が確定次第、別紙様式に基づき速やかに県へ報告します。
 - ウ 生産した原種の生産数量（精選前）から推計する生産予定数量が必要数量以上になることが予想される場合は、その取扱いについて種子関係機関と協議します。
 - エ 生産した原種は、農産物検査法（昭和26年4月10日法律第144号）に基づき、農産物検査を受検後、種子関係機関と協議の上、出荷・販売することとします。
- (8) その他、上記以外に必要な事項がある場合は、種子関係機関と協議します。

※別紙様式第3号の2を添付

年 月 日

氏名（法人及び生産者団体あつては、その名称及び代表者の氏名）様

岐阜県知事

原種ほの指定について

岐阜県主要農作物種子生産対策実施要綱第7の規定により、別紙のとおり指定原種ほとして指定します。

（原種生産上の留意事項）

- 1 原種の生産について、種苗法第61条第1項に規定する指定種苗の生産等に関する基準の遵守以外に以下の事項に留意して適切な管理を行うこと。
 - ア 原種の品質確保
 - （ア）品種の混交を避けるために、異品種からの隔離、周辺への同一品種の配置等適切な管理を行う。
 - （イ）異種、異品種等の個体が発見しやすいよう可能な限り疎植又は薄播きとする。
 - イ 原種生産ほ場の設置条件
 - （ア）生産しようとする品種の栽培に適した気象、土壌、用水等の自然条件を有する地域内にほ場があること。
 - （イ）周辺のほ場における植物、混交の可能性のある植物の花粉、病原体又は汚水等から原種等の生産が重大な支障を受けるおそれのないこと。
 - （ウ）原種等の生産に従事する者が、原種等の生産方法に関し必要な知識及び技術を有していること。
 - （エ）原種等の生産に必要な機械及び施設を利用できる体制を有していること。
 - （オ）ほ場が、種子生産を効率的に行い得る適切な面積を有していること。
- 2 原種の栽培期間中に疑義が生じた場合は、速やかに、最寄りの農林事務所農業普及課に連絡すること。
- 3 原種の生産方法に関し必要な知識及び技術の習得に努めること。
- 4 生産した原種の生産数量（精選前）が確定次第、別紙様式に基づき県へ報告すること。

※別紙様式第3号の2を添付

別紙様式

年 月 日

岐阜県農政部農産園芸課長 様

(報告機関)
(報告機関の長)

印

指定原種生産報告書

年 月 日付け農園第 号で指定された原種ほにおいて、下記のとおり生産しましたので報告します。

記

品種名	生産数量 (実績) (kg)	指定原種生産 担当者名

※生産数量は、ほ場審査を合格したもので、乾燥後、精選前の数量を記載する。

(連絡先)
(担当者)

別紙様式第4号の1

年 月 日

岐阜県知事 様
一般社団法人岐阜県米麦改良協会長 様

住所
氏名（法人及び生産者団体あつては、その名称及び代表者の氏名） 印

一般種子生産実施計画について

岐阜県主要農作物種子生産対策実施要綱第8の規定により、別紙のとおり報告します。

※別紙様式第4号の2を添付

(表)

第 号	氏 名
岐阜県主要農作物種子生産対策実施要綱（平30年4月1日付け農園第1574号農政部長通知）第9の審査を行う種子審査員の証	
年 月 日	
岐阜県知事	印

(裏)

岐阜県主要農作物種子生産対策実施要綱（抜粋） 第9（略）
